

## A L P S 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議開催要領

## 第 1 目的

A L P S 処理水の海洋放出に係る庁内関係部局の迅速な対応を図るため、相互に連携し、国等の動向や水産事業者・輸出事業者など関連産業における状況など、必要な情報を広く把握・共有するため、A L P S 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を開催する。

## 第 2 所掌事項

会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) A L P S 処理水の海洋放出に係る関連情報の把握・共有に関すること。
- (2) その他、A L P S 処理水の海洋放出に関連する事項に関すること。

## 第 3 構成

- (1) 連絡会議は、別表に掲げる職にある者を構成員とする。ただし、代理出席を妨げない。
- (2) 連絡会議には座長を置き、経済部資源エネルギー局長をもって充てる。

## 第 4 運営

- (1) 座長は連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。

## 第 5 会議

- (1) 連絡会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

## 第 6 庶務

連絡会議の事務局は、経済部資源エネルギー局資源エネルギー課(エネルギー係)に置く。

## 第 7 その他

この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## (附 則)

この要領は、令和 5 年（2023 年）8 月 2 2 日から施行する。

別表

## ALPS 処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議の構成員

所	属	職	
経済部資源エネルギー局		資源エネルギー局長	座長
総合政策部政策局		参事（政策企画）	
経済部経済企画局経済企画課		課長	
経済部経済企画局国際経済課		課長	
経済部食関連産業局食産業振興課		課長	
経済部観光局観光振興課		課長	
経済部地域経済局中小企業課		課長	
経済部資源エネルギー局資源エネルギー課		エネルギー政策担当課長	事務局
農政部農政課		課長	
農政部食の安全推進局食品政策課		農業付加価値向上担当課長	
水産林務部総務課		企画調整担当課長	
水産林務部水産局水産経営課		水産食品担当課長	